

選挙運動費用の公費負担制度について

選挙公営とは

選挙公営（公費負担制度）は、国や地方公共団体が、選挙運動費用に関して、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や選挙の公平性が失われることを防ぎ、選挙運動の機会均等を目的とし、候補者の選挙運動の費用を負担する制度です。

公費負担の種類

公費負担の対象となるものは、『公職選挙法』及び『美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例』で定められています。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

対象となる候補者

選挙公営において公費負担を受けることのできる候補者は、供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。供託物を没収させる候補者については、すべて自己負担となります。

美 瑛 町 長：有効投票総数 × 1 / 10
(供託金 50万円)

美瑛町議会議員：有効投票総数 ÷ 議員定数（14人） × 1 / 10
(供託金 15万円)

公費負担の限度額

公費負担制度には、それぞれ限度額が定められていて、この限度額を超える額については、公費負担の対象とはなりません。

また、契約額が公費負担制度の限度額を下回る場合は、その契約額が公費負担の対象額となります。

(1) 選挙運動用自動車の使用

区 分		公費負担の対象	公費負担の限度額	
選挙運動用自動車の使用	1 一般乗用旅客自動車 運送業者との契約 (ハイヤー、タクシーの借上げ)	選挙運動用自動車として使用 された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	64,500 円×5日 = <u>322,500 円</u>	
	2 1に掲げる契約以外の契約場合	①自動車の借上契約 (レンタル、個人、会社等か らの借上げ)	選挙運動用自動車として使用 された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	16,100 円×5日 = <u>80,500 円</u>
		②燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した 燃料の代金	7,700 円×5日 = <u>38,500 円</u>
		③運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従 事した各日の報酬の合計額 (1日について1人に限る)	12,500 円×5日 = <u>62,500 円</u>

※一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ）とは、道路運送法第3条第1項八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借上げする契約方式です。燃料代及び運転手雇用の公費負担を併用することはできません。（1の契約と2の契約の併用は不可）

(2) 選挙運動用ビラの作成

公 費 負 担 額	公費負担の限度額等（単価及び枚数）
作成単価と①の少ない方の金額 × 作成枚数と②の少ない方の枚数	【単価】 7円73銭・・・① 【枚数】 美瑛町長 5,000 枚・・・② 美瑛町議会議員 1,600 枚・・・②

『公費負担例1』 町議会選挙運動用ビラ 1,000 枚の作成を 9,500 円で契約した場合

【単 価】 = 9,500 円 ÷ 1,000 枚 = 9円50銭 ⇒ 7円73銭（限度額）

【枚 数】 = 1,000 枚（限度枚数以内）

【公費負担】 = 7円73銭 × 1,000 枚 = 7,730 円

※作成枚数は限度枚数以内ですが、作成単価が限度額を超えているため、公費負担額は記載のとおりとなり、**公費負担額を超える金額（1,770 円）は、候補者の自己負担となります。**

『公費負担例 2』 町議会選挙運動用ビラ 3,000 枚の作成を 18,000 円で契約した場合

【単 価】 = 18,000 円 ÷ 3,000 枚 = 6円（限度額以内）

【枚 数】 = 3,000 枚 ⇒ 1,600 枚（限度枚数）

【公費負担】 = 6円 × 1,600 枚 = 9,600 円

※作成単価は限度額以内ですが、作成枚数が限度枚数を超えているため、公費負担額は記載のとおりとなり、**公費負担額を超える金額（8,400 円）は、候補者の自己負担となります。**

(3) 選挙運動用ポスターの作成

公 費 負 担 額	公費負担の限度額等（単価及び枚数）
作成単価と①の少ない方の金額	【単価】 7,271 円・・・①
×	【枚数】
作成枚数と②の少ない方の枚数	47 枚・・・②

『公費負担例 1』 選挙運動用ポスター 100 枚の作成を 350,000 円で契約した場合

【単 価】 = 350,000 円 ÷ 100 枚 = 3,500 円（限度額以内）

【枚 数】 = 100 枚 ⇒ 47 枚（限度枚数）

【公費負担】 = 3,500 円 × 47 枚 = 164,500 円

※作成単価は限度額以内ですが、作成枚数が限度枚数を超えているため、公費負担額は記載のとおりとなり、**公費負担額を超える金額（185,500 円）は、候補者の自己負担となります。**

『公費負担例 2』 選挙運動用ポスター 100 枚の作成を 750,000 円で契約した場合

【単 価】 = 750,000 円 ÷ 100 枚 = 7,500 円 ⇒ 7,271 円（限度額）

【枚 数】 = 100 枚 ⇒ 47 枚（限度枚数）

【公費負担】 = 7,271 円 × 47 枚 = 341,737 円

※作成単価も作成枚数も上限を超えているため、公費負担額は記載のとおりとなり、**公費負担額を超える金額（408,263 円）は、候補者の自己負担となります。**